

■認定基準

区分	項目	内容
必須	事業場所	本店または事業拠点が市内にあり、かつ市内で販売を行っていること。
	安全・安心	申請商品を生産・製造・加工および販売するにあたり、関係する法令・基準を遵守していること。
	安定性	安定した品質・供給体制が確保されていること。 ※予約販売や期間限定販売であっても、一過性の販売でなければ可。
選択 ※いずれか一つ以上を満たすこと	八幡市内産の素材使用	申請商品のテーマとなる素材が八幡市内で生産されたものであること。
	【食料品のみ】 八幡らしい商品名・形状	八幡ならではの地域資源などにちなんだ商品名で、パッケージを外しても商品自体の姿かたちが類似の商品と比較して、独自のいわれや工夫があるもの。 ※パッケージの形・絵柄などは含まない。
	【工芸品のみ】 八幡らしい商品名・デザイン	八幡ならではの地域資源などをモチーフとした商品名かつ、デザイン(形状・絵柄・色味など)であること。 ※パッケージの形・絵柄などは含まない。
	歴史性・認知度	数代にわたり、八幡で販売され、八幡市民に一定の認知があり、新聞・テレビ・ラジオや市の広報などに取り上げられた実績のあるもの。
	新規性	販売年数が3年未満程度であり、商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名など)や生産・製造・加工の方法や技術により、八幡市をPRできるもの。
加 点	発信力	パッケージや添付のリーフレットなどが八幡市のPRになっているもの。
	商品の魅力・優位性	申請商品が商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名など)や生産・製造・加工の方法や技術のいずれかにおいて類似の商品と比較して、優位性があること。

※【加 点】の項目が評価されれば、【選択】の項目を満たしていなくても、認定される場合があります。

市内事業者の皆さんへ



認定品を募集します

やわたブランド「ヤワタカラ」

ヤワタカラのHPは下のQRコードからアクセス可



八幡市産の素材を使用した商品、市内に存在する歴史ある商品、八幡らしい名称やデザインをした商品など、八幡ならではの商品をやわたブランド「ヤワタカラ」として認定し発信する、やわたブランド創造事業に取り組んでいます。

八幡の良さを活かした逸品を募集しますので、自慢の商品について、ぜひ応募ください。

**対象商品**  
▼食料品(食品表示基準に規定する加工食品)  
▼生鮮食品・農作物は対象外。  
▼工芸品

**対象者**  
本店または事業拠点が市内にあり、かつ市内で販売していること。  
※詳しくは「認定基準」の必須項目をご覧ください。

**応募方法**  
必ず「やわたブランド認定申請の手引き」をお読みください。それから、所定の申請書や申請調書に記入し、添付書類を添えて、6月30日(木)午後5時15分までに商工観光課へ持参(郵送不可)。

※申請数は1事業者につき2点まで(既認定事業者も申請可)。

**認定の特典**  
ブランド一覧リーフレットおよび市ホームページへの掲載および市主催のイベント等で認定品のPRを予定。

**認定の流れ**  
①申請後、審査委員会が認定基準(表)に基づき、認定の可否の審査および決定。  
②認定品の決定後、市長が「ヤワタカラ認定証」を申請者宛に発行。

※申請書、申請調書等の書類は、市ホームページや商工観光課、観光協会、商工会で入手可。

商工観光課 (☎983-2859)

■所得制限および所得上限限度額表

区分	①所得制限限度額(万円)		②所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
扶養親族等の数				
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者・扶養親族・扶養親族でない児童で前年12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※限度額(所得額ベース)は扶養親族等の数に応じて、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族である場合は、1人につき44万円)を加算した額となります。

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。実際は医療費控除等の控除後の額で計算します。

■支給額

児童の年齢	手当額(月額)		
	①未満	①以上 ②未満	②以上
3歳未満	15,000円		
3歳から 小学校修了前	第1子・第2子	5,000円	0円
	第3子以降		
中学生	10,000円		

※第1子、第2子、第3子以降の数は、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を年齢が高い児童から数えます。

※児童手当の所得判定は、1月～5月分の手当については前々年分の所得を、6月～12月分の手当については前年分の所得を判定に使用します。

児童を養育している人の前年中の所得額が表1の「①所得制限限度額」以上となつた場合、児童手当ではなく、特例給付(支給対象児童1人あたり月額5千円)を支給しています。

ただし、今年の10月支給分(6月以降分)からは前年中の所得額が表1の「②所得上限限度額」以上となつた場合は支給資格が消滅となり、手当等が支給されません。

※手当等が支給されなくなった人で、所得額が「②所得上限限度額」を下回った場合は、新たに認定請求書の提出が必要です。

特例給付に所得上限限度額を創設

毎年6月の現況届の提出が原則不要  
令和4年6月以降は次に該当する人を除き、現況届の提出は不要です。

▼離婚協議中で配偶者と別居している人  
▼配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人  
▼八幡市に住民票がない児童を養育する人

▼未成年後見人、施設、里親の受給者  
▼その他、市から提出の案内があった人

※現況届の提出が必要な人には6月から順次、案内を送付いたします。  
※公務員は勤務先で手続きとなるため、勤務先にお問い合わせください。

子育て支援課 (☎983-1112)

市役所敷地内の歩行者動線について

新庁舎整備工事に伴い、市役所敷地内の歩行者動線を縮小しております。市役所へお越しの際は、ご不便をおかけいたしますが、案内図の緑色で示す歩行者動線に従ってお進みください。

園総務課 (☎983-2932)

